## 滋賀県消防協会の支部の設置に関する要綱(準則)

(名 称)

第1条 この組織の名称は、滋賀県消防協会○○支部(以下「本支部」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、○○市消防本部(○○課)内におく。

(目 的)

第3条 本支部は、公益財団法人滋賀県消防協会との連携を図り、その事業の推進に協力するとともに、会員相互の連携を図り、民主的かつ自治的消防の発展と理解に努め、郷土愛護の消防精神に支えられた消防防災力の充実強化をもって、火災や災害における地域住民の身体・生命・財産の保護に努めるなど、消防使命の達成を助長し、公共福祉の増進に寄与し、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

# (事業等)

- 第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
  - (1)消防に関する調査研究、指導、講習及び訓練
  - (2) 消防団及び消防団員並びに消防功労者の表彰
  - (3) 消防防災思想の普及啓発
  - (4) 管内消防団相互の連絡調整
  - (5) 公益財団法人滋賀県消防協会及び管内消防団体等との事業協力
  - (6)消防職・団員の福祉厚生
  - (6) その他本支部の目的を達成するために必要な事業

# (会 員)

- 第5条 本支部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) ○○市長、△△市長及び××町長
  - (2) ○○市消防本部及び消防署の職員
  - (3) ○○市、△△市及び××町(以下「管内」という。) の消防担当職員
  - (4) 管内の消防団員
  - (5) 0000
  - 2 前項に規定するもののほか、本支部の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人または団体及び有識経験者並びに本支部のため永年にわたり功労のあった者を会員とすることができる。

### (役 員)

- 第6条 本支部に次の役員を置く。
  - (1) 支 部 長 1名

- (2) 副支部長 名
- (3) 顧 問 名
- (4) 参 事 名
- (3) 理 事 名以内
- (4) 監事 2名

# (役員の選任)

- 第7条 役員の選任については、次のとおりとする。(本支部の役員は、会員の互選により 選任する。)
  - (1) 支部長及び副支部長は、管内市町長、〇〇〇、及び消防団長が協議の上会員の中から推薦した者とする。

(支部長は、管内市町長及び消防団長が会員の中から推薦した者とする。)

(支部長は、原則として市町長又は団長及び団長経験者とする。)

(支部長は、理事会において理事の中から選任する。)

(副支部長は、理事の中から選任する。)

(副支部長は、○○市長及び××市団長がこれにあたる。)

- (2) 理事は、○○○○、○○署長、○○団長、…、…の職にある者をもってこれに充 てる。
- (3) 監事は、○○の職にある者と××の職にある者とする。
- (4) その他の役員は、理事会の承認を得て支部長が委嘱するものとする。

# (役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。任期が過ぎても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。
- 2 役員に欠員が生じたときは、(直ちに)後任の役員を選任しなければならない。この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の報酬)

第9条 役員の報酬については、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用 を弁償することができる。

#### (役員の職務)

- 第10条 役員の職務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 支部長は、本支部を代表し、支部の業務を掌理する。
  - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - (3) 顧問は、本支部の運営に関し、会議に出席し、意見を述べることができる。
  - (4) 参与は、支部運営事項に関し、会議に出席し、意見を述べることができる。
  - (5) 理事は、本支部の予算その他本支部の運営に関する重要事項を審議する。
  - (6) 監事は、本支部の会計を監査する。

### (会 議)

- 第11条 会議は、総会及び理事会とし、支部長がこれを招集し、その会議の議長となる。 (本支部の会議は、定例として毎年4月又は5月に開催するほか、必要の都度随時開催することが出来るものとする。)
- 2 総会は、本支部役員をもって組織し、年1回以上これを開き、次の事項を決議するほか、必要に応じて随時会議を開催することができるものとする。
- (1) 寄附行為の変更、規則の制定改廃
- (2) 収支予算及び事業計画
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他重要な事項
- 3 理事会は、必要に応じて随時開催することができるものとする。
- 第12条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長が決定する。

# (事務局)

- 第12条 本支部の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員(以下「事務局職員」という。)を置く。
- 3 事務局職員は、別に定めるところにより支部長が委嘱する。
- 4 事務局長は、支部長の命を受け、支部の事務を統括処理する。
- 5 事務局に関する必要な事項は、支部長が別に定める。

#### (会 計)

- 第13条 本支部の運営に要する費用については、次の収入をもってこれに充てる。
- (1) 市(町)負担金
- (2) 交付金、助成金及び寄付金
- (3) 事業から生ずる収入
- (4) 会費
- (5) その他の収入

### (会計年度)

第14条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### (補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本支部の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。